

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年 3月 31日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 11号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(湯河原町教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 湯河原町教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和42年湯河原町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(湯河原町事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 湯河原町事務分掌に関する規則(平成27年湯河原町規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表デジタル推進室の項を削り、同表地域政策課の項中「防災係」を「デジタル推進係」に改め、同表税務収納課の項中「滞納整理係、収納管理係」を「収納係」に改め、同項の次に次のように加える。

防災安全課

防災係、生活安全係

第2条の表こども支援課の項を削り、同表介護課の項中「介護予防係、地域包括支援係」を「高齢者福祉係」に改め、同表保健センターの項を次のように改める。

健康こどもみらい課

保健予防係、健康指導係、児童福祉係

第2条の表観光課の項中「、施設係」を削り、同表土木課の項を削り、同表まちづくり課の項中「施設係」の次に「、土木係、用地係」を加える。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の2を削る。

第4条の表企画係の項中第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号を同項第14号とし、同項第17号から同項第29号までを2号ずつ繰り上げ、同表防災係の項を次のように改める。

デジタル推進係

(1) デジタル化施策の企画及び推進に関すること。

- (2) デジタル化に係る調整及び研究に関すること。
 - (3) 行政のデジタル化の推進に関すること。
 - (4) 地域のデジタル化の推進に関すること。
 - (5) 情報処理業務のシステム設計及びプログラム作成に関すること。
 - (6) 情報通信ネットワークの整備及び運営に関すること。
 - (7) 情報処理装置の運用、操作及び保全に関すること。
 - (8) 情報処理業務の調査、分析及び開発に関すること。
 - (9) 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会に関すること。
 - (10) 総合行政ネットワーク（LGWAN）関係システムの管理及び認証局の運営の監査に関すること。
 - (11) 神奈川県町村情報システム共同事業組合に関すること。
- 第5条の表管財係の項に次の2号を加える。
- (7) 工事、委託等の検査及び物件の検収に関すること。
 - (8) 入札及び契約に関すること。
- 第6条の表行政・文書係の項中第15号から第17号までを削る。
- 第7条の表滞納整理係の項を次のように改める。

収納係

- (1) 町税等の徴収対策に関すること。
- (2) 町税等の徴収方法の調査に関すること。
- (3) 町税等の徴収及び滞納処分に関すること。
- (4) 特定滞納者に関すること。
- (5) 納税及び納付意識の啓発に関すること。
- (6) 納付環境の整備に関すること。
- (7) 諸証明の交付に関すること。
- (8) 徴収金に関する不服申立ての処理に関すること。
- (9) 特定滞納者審査委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 課内の物品の出納及び保管に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。

第7条の表収納管理係の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 防災安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

防災係

- (1) 災害対策及び大規模地震防災対策に係る計画並びに実施の総合調整に関すること。
- (2) 防災に係る調査及び研究並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 防災会議に関すること。
- (4) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。
- (5) 防災訓練並びに防災意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 防災行政無線に関すること。

- (7) 防災資機材の備蓄及び整備に関すること。
- (8) 国民保護に関する計画及び実施の総合調整に関すること。
- (9) 国民保護協議会に関すること。
- (10) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (11) 湯河原町防災コミュニティセンターに関すること。
- (12) 課内の物品の出納及び保管に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

生活安全係

- (1) 空き家等の適正管理に関すること。
- (2) 防犯意識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 防犯灯に関すること。
- (4) 防犯対策関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 暴力団対策に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。

第8条を削る。

第9条の表社会福祉係の項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (15) 住民相談に関すること。
- (16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること。

第9条を第8条とする。

第10条の表介護予防係の項を次のように改める。

高齢者福祉係

- (1) 介護予防事業に関すること。
- (2) 高齢者福祉サービスに関すること。
- (3) 高齢者の生きがい事業に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 包括的支援事業等に関すること。

第10条の表地域包括支援係の項を削り、同条を第9条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条 健康こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健予防係

- (1) 衛生意識の啓発に関すること。
- (2) 各種予防接種及び感染症予防に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
- (4) 救急医療対策の推進に関すること。
- (5) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (6) 未熟児養育医療費の給付に関すること。
- (7) 地域自殺対策計画に関すること。

- (8) 保健センターの維持管理に関する事。
- (9) 保健センター内の物品の出納及び保管に関する事。
- (10) 保健センター内の庶務に関する事。

健康指導係

- (1) 生涯健康管理意識の啓発に関する事。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）及び母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査、健康教育、健康相談及び訪問指導に関する事。
- (3) ご長寿健康診査に関する事。
- (4) 健康増進計画及び食育推進計画に関する事。
- (5) 母子保健推進員及び健康ゆがわら普及員に関する事。
- (6) 不妊症及び不育症治療費に関する事。
- (7) 食育推進団体等に関する事。
- (8) 学生等の研修及び指導に関する事。
- (9) 母子保健型子育て包括支援センターに関する事。

児童福祉係

- (1) 児童福祉に関する事。
- (2) 児童手当に関する事。
- (3) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (4) ひとり親家庭等の援護に関する事。
- (5) 小児医療費助成に関する事。
- (6) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (7) 子ども子育て支援に関する事。
- (8) 子育て支援センター（地域福祉センター2号館）に関する事。
- (9) 利用者支援に関する事。
- (10) 子育てサロンに関する事。
- (11) ファミリーサポートセンターに関する事。
- (12) 一時保育及び短時間預かりに関する事。
- (13) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (14) 保育園に関する事。
- (15) 課内の物品の出納及び保管に関する事。
- (16) 課内の庶務に関する事。

第11条を削る。

第12条の表戸籍住民係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条を第11条とする。

第13条の表振興係の項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (8) 観光施設の整備及び維持管理に関する事。
- (9) 駅前広場の維持管理に関する事。

- (10) こごめの湯の管理に関する事。
- (11) 万葉公園の整備に関する事。
- (12) 海水浴場の管理運営に関する事。

第13条の表施設係の項を削り、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を削る。

第17条の表に次のように加える。

土木係

- (1) 道路、橋りょう、河川及び水路の整備計画に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川及び水路の維持及び管理に関する事。
- (3) 道路、水路の自費工事の許認可に関する事。
- (4) 開発行為に係る公共施設の管理者の同意等に関する事。
- (5) 治水及び砂防に関する事。
- (6) 温泉場道路の建設促進に関する事。
- (7) 国県道の整備促進対策に関する事。
- (8) 道路及び橋りょう工事の設計並びに施工管理に関する事。
- (9) 河川及び水路工事の設計並びに施工管理に関する事。
- (10) 公共公益事業の設計及び施工管理に関する事。
- (11) 開発等に伴う生活関連道路の路面復旧に関する事。

用地係

- (1) 町道路線の認定、廃止及び変更に関する事。
- (2) 道路、水路の占用の許認可に関する事。
- (3) 旧県道に係る県有財産等の境界確定に関する事。
- (4) 土地改良事業に係る国有地管理者の承認に関する事。
- (5) 道路台帳及び路線認定図の整備に関する事。
- (6) 道路、水路等の施設用地の取得に関する事。
- (7) 地籍調査に関する事。
- (8) 道路及び水路の境界確認に関する事。
- (9) 準用河川に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託に関する事。
- (10) 準用河川に係る国土交通省所管国有財産の立入り及び境界確定に関する事。

第17条を第15条とし、第18条から第25条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。